# 第一号訪問事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（橿原市指定　第２９７０５０００５０号）

当事業所は契約者に対して訪問型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、介護予防ケアマネジメントの結果、サービスの利用が必要であると認められた方が対象となります。

◇◆重要事項◆◇

１．事業者
２．事業所の概要
３．事業実施地域
４．営業日及び営業時間
５．職員の体制
６．事業所が提供するサービスの内容と利用料金
７．サービスの利用に関する留意事項
８．虐待の防止
９．身体拘束等の禁止
１０．ハラスメント防止
１１．衛生管理等
１２．業務継続計画
１３．損害賠償保険への加入
１４．苦情等の受付
１５．サービスの第三者評価の実施状況

## １．事業者

| | |
|---|---|
| 名　称 | 社会福祉法人　橿原市社会福祉協議会 |
| 所在地 | 奈良県橿原市畝傍町９番地の１ |
| 電話番号 | ０７４４－２９－３８８０（代表） |
| 代表者氏名 | 会長　　亀田　忠彦 |
| 設立年月日 | 昭和４５年４月１７日 |

## ２．事業所の概要

| | |
|---|---|
| 種　類 | 指定第一号訪問事業所<br>平成２８年３月１日　橿原市指定２９７０５０００５０ |
| 目　的 | 介護保険法令その他関係法令の趣旨に従い、利用者に対し、適切な訪問型サービスを提供することを目的とします。 |
| 名　称 | 社会福祉法人橿原市社会福祉協議会　指定第一号訪問事業所 |
| 所在地 | 奈良県橿原市畝傍町９番地の１　橿原市保健センター南館３階 |
| 連絡先 | 電話番号　　０７４４－２９－３９１６<br>ＦＡＸ番号　０７４４－２９－４４００ |
| 管理者氏名 | 杉本　博教 |
| 運営方針 | ・利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。<br>・利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい説明に努めるとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。<br>・地域との結び付きを重視し、橿原市、介護予防支援事業者、他の第一号事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。<br>・橿原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（平成２７年橿原市告示第２８５号）を遵守します。 |
| 開設年月日 | 平成２８年４月１日 |
| 事業者が行っている他の業務 | 指定訪問介護事業所<br>奈良県指定（指定事業所番号２９７０５０００５０）<br>指定居宅介護事業所<br>奈良県指定（指定事業所番号２９１１２０００７５）<br>橿原市地域包括支援センター　南エリア<br>橿原市指定（指定事業所番号２９００５０００２２） |

## ３．事業実施地域

| |
|---|
| 原則として橿原市内 |

## ４．営業日及び営業時間

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日～土曜日（１２月２９日～翌年の１月３日を除く。） |
| 営業時間 | 午前８時３０分～午後５時１５分 |
| サービス提供日 | 毎日（１２月２９日～翌年の１月３日を除く。） |
| サービス提供時間 | 午前８時～午後６時 |
| 緊急連絡先 | ０９０－５４６８－１９９８ |

## ５．職員の体制

（令和７．１２．１現在）

| 職種・職務内容 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|---|---|---|---|
| **管理者**<br>①従業者及び業務の管理を、一元的に行います。<br>②従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 | １名 | 名 | １名 |
| **サービス責任者**<br>①訪問型サービスの利用の申込みに係る調整を行います。<br>②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。<br>③サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。<br>④訪問型サービス従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。<br>⑤訪問型サービス従事者の業務の実施状況を把握します。<br>⑥訪問型サービス従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。<br>⑦訪問型サービス従事者に対する研修、技術指導等を実施します。<br>⑧利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成します。<br>⑨訪問型サービス個別計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。<br>⑩訪問型サービス個別計画の内容について、利用者の同意を得たときは、当該計画を利用者に交付します。<br>⑪サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス個別計画の変更を行います。<br>⑫その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 | ２名 | 名 | ２名 |
| **訪問型サービス従事者**<br>①訪問型サービス個別計画に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。<br>②サービス責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。<br>③サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス責任者に報告を行います。<br>④サービス責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 | 名 | 21 名 | 21 名 |
| **事務職員**<br>①第一号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | 実施状況に応じて配置 | | |

※管理者は、事務局次長と兼務しています。サービス責任者は、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所のサービス提供責任者を兼務しています。

## ６．事業所が提供するサービスの内容と利用料金

### （１）提供するサービスの内容について

以下のサービスについては、基本料の大部分が介護保険から給付されます。利用者に対する具体的なサービスの提供内容及び提供回数は、介護予防ケアプランを踏まえた訪問型サービス個別計画に定められます。

| サービスの区分と種類 | サービスの内容 |
|---|---|
| 生活援助 | 買物、調理、掃除、洗濯、衣類の整理、ベットメイク<br>薬の受け取り、買物同行（徒歩）、散歩同行（１５分程度）<br>通院の促し支援 |
| 身体介護 | 食事介助、入浴介助、排せつ介助、清拭、移動・移動介助<br>服薬介助、身体整容 |
| その他 | 介護相談、各種関係機関等との連絡調整 |

### （２）提供するサービスの基本料と利用料金について

① 介護保険の適用となるサービスを利用する場合の利用料金は、基本料に「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合（１割、２割又は３割）を乗じた額となります。

② 要支援認定を受けていない場合には、基本料の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、利用料金を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

**【サービス料金表】**

| 支給区分 | 基本料 | 利用料金１割 | 利用料金２割 | 利用料金３割 |
|---|---|---|---|---|
| 生活援助 | 2,250 円/日 | 225 円/日 | 450 円/日 | 675 円/日 |
| 身体介護（週１回） | 2,680 円/日 | 268 円/日 | 536 円/日 | 804 円/日 |
| 身体介護（週２回） | 2,720 円/日 | 272 円/日 | 544 円/日 | 816 円/日 |
| 身体介護（週３回） | 2,870 円/日 | 287 円/日 | 574 円/日 | 861 円/日 |

※基本料については、介護保険を適用しない場合の料金です。

※利用料金については、介護保険を適用する場合の料金です。

※訪問介護利用者負担額減額認定証等をお持ちの方で、認定証を提示された利用者については、認定証の内容に基づき利用料金の減免を行います。

※第一号訪問事業対象者の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金（基本料）をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日橿原市の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

※橿原市の要綱改正により基本料が改訂された場合は、利用料金も自動的に改訂されます。なお、

その場合は事前に新しい利用料金を書面でお知らせします。

**【各種加算】**

①次の要件を満たす場合は、利用料金に利用者負担額が加算されます。

| 種類 | 加算の要件 |
|---|---|
| 初回加算 | 利用者が過去２ヶ月以内に指定訪問介護又は訪問型サービスの提供を受けていない場合で、サービス責任者が自ら訪問型サービスを行うか、訪問型サービス従事者と同行し訪問型サービスを行う場合<br>初回月のみ２００単位<br>（利用者負担額は、利用者負担の割合を乗じて得た額となります。） |

②利用料金には、次の項目の利用者負担額が加算されます。

| 種類 | 加算の項目 |
|---|---|
| 処遇改善加算（Ⅳ） | 介護職員の賃金改善、資質向上や雇用管理の改善、労働環境の整備を行うための加算<br>月の利用料金の額に初回加算の額を加算し、１０００分の１４５を乗じて得た額（小数点以下四捨五入） |
| 地域区分割合 | 各地域ごとの人件費の差を調整するため地域区分を設定<br>橿原市　　７級地<br>月の利用料金の額に初回加算及び処遇改善加算の額を加算し、１０００分の２１を乗じて得た額（小数点以下切り上げ） |

**（３）その他の費用について**

| | |
|---|---|
| 交通費 | 利用者の居宅が「事業実施地域」以外の場合は公共交通機関での移動のときは実費を、自動車等を使用したときは５００円を請求することがあります。 |
| 使用する電気、水道、ガス等の費用 | 利用者の別途負担となります。 |
| 記録のコピー | 閲覧については無料です。コピー代は１枚１０円です。 |

**（４）利用料金その他の費用の請求及び支払い方法**

| | |
|---|---|
| 請求の方法 | １ヶ月ごとのサービスの利用内容に基づき、利用料金を請求書で請求します。 |
| 支払いの方法 | 請求月の月末に事業所が契約する金融機関の自動振替によりお支払いください。ただし、自動振替ができない場合は、請求月の翌々月１０日までに現金又は振込によりお支払いください。 |

**（５）利用の中止、変更**

利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、サービスの提供の１営業日前までに事業所に申し出てください。サービスの提供の１営業日前までに申し出がない場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

サービスの利用の変更の申し出に対して、訪問型サービス従事者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができない場合、他のサービスの提供可能日時を利用者に提示して協議します。

| | |
|---|---|
| サービスの提供の１営業日前までに連絡があった場合 | 利用者負担なし（無料） |
| サービスの提供の１営業日前までに連絡がなかった場合 | １回につき１，０００円の取消料を請求する場合があります。 |

## ７．サービスの利用に関する留意事項

### （１）サービスの内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの提供ができない場合には、利用者の同意を得て、サービスの内容を変更します。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じた利用料金を請求します。

### （２）訪問型サービス従事者の禁止行為

訪問型サービス従事者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者若しくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受
③ 金銭管理や金銭の貸借
④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
⑤ 利用者若しくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑥ その他利用者若しくはそのご家族等に対して行う迷惑行為

### （３）サービス責任者

サービス責任者は、利用者からの訪問型サービスの利用申込みに関する調整や訪問型サービス個別計画の作成などの業務を担当します。利用にあたって、疑問点や心配な点、サービスの内容を変更したい時等は、サービス責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問型サービス従事者に直接お話くださってもかまいません。）

### （４）身分証の携行

訪問型サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### （５）緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告します。主治医への連絡等が困難なときは、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じます。

### （６）事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、管理者に報告し、その指示に従い、必要な措置を講じます。管理者は、必要に応じて橿原市、利用者の家族、利用者の居宅介護支援事業者等に連絡します。

## ８．虐待の防止

（１）事業所は、虐待の発生又はその再発防止をするため、次に掲げる必要な措置を講じます。

①　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果の職員への周知徹底

②　虐待の防止のための指針の整備

③　定期的な研修の実施

④　担当者の設置

⑤　虐待行為の通報

## ９．身体拘束等の禁止

（１）事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（２）事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録します。

## １０．ハラスメント防止

（１）事業所は、訪問型サービス従事者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようにハラスメントの防止に取り組みます。ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## １１．衛生管理等

（１）事業所は、訪問型サービス従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、感染症が発生、又はまん延しないように措置を講じます。

## １２．業務継続計画

（１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

（２）事業所は訪問型サービス従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

## １３．損害賠償保険への加入

（１）事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合に、その損害を補償できるよう社協の保険に加入しています。

## １４．苦情等の受付

### （１）苦情の受付

| | | |
|---|---|---|
| 当事業所の窓口 | 担当部署 | 社会福祉法人橿原市社会福祉協議会<br>指定第一号訪問事業所<br>管理者　杉本　博教 |
| | 電話番号 | ０７４４－２９－３８８０（代表）<br>０７４４－２９－３９１６（直通） |
| | ＦＡＸ番号 | ０７４４－２９－４４００ |

### （２）その他介護保険全般に関すること

| | | |
|---|---|---|
| 市町村の窓口 | 担当部署<br>電話番号<br>所 在 地 | 橿原市役所　介護保険担当課<br>０７４４－２２－８１１８（直通）<br>橿原市内膳町１丁目１番６０号 |
| | 担当部署<br>電話番号<br>所 在 地 | 橿原市地域包括支援センター　北エリア<br>０７４４－２０－３３６６<br>橿原市小綱町１１－７ |
| | 担当部署<br>電話番号<br>所 在 地 | 橿原市地域包括支援センター　南エリア<br>０７４４－２４－４３０１（直通）<br>橿原市畝傍町９番地の１<br>（橿原市保健センター南館　３階） |
| 公的団体の窓口<br>（介護保険全般の苦情・相談窓口） | 担当部署<br>電話番号<br>所 在 地 | 奈良県国民健康保険団体連合会<br>０１２０－２１－６８９９（フリーダイヤル）<br>橿原市大久保町３０２－１<br>（奈良県市町村会館内） |

### （３）第三者委員

事業所では、利用者からのサービスに対する苦情の解決を図るため、第三者委員を設置し、社会性及び客観性並びに実効性を確保しています。

第三者委員　　笠原　仁（医師）・東海　伸晃（弁護士）

## １５．サービスの第三者評価の実施状況

### （１）第三者評価の実施

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実施の有無 | 無 | 直近の実施年月日 | ― |
| 第三者評価機関名 | ― | 評価結果の開示状況 | ― |

令和　　年　　月　　日

訪問型サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所（説明者）　　所在地　　６３４－００６５
橿原市畝傍町９番地の１

名　称　　社会福祉法人橿原市社会福祉協議会
指定第一号訪問事業所

職　名　　サービス責任者

氏　名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービスの提供開始に同意しました。

利用者　　氏　名